

幼稚園・保育所における～  
**発達障害の可能性のある  
子どもへの支援 Q & A**

= どの子ども、小さな自信を持ちながら、生き生きと園生活を送るために =



平成26年3月 千葉県教育委員会

## はじめに

平成19年度から、特別支援教育が法的に位置付けられた改正学校教育法の施行に伴い、全ての学校において特別支援教育が展開され、早7年が経過しようとしています。

これまで、県教育委員会では、小中学校の教員向け（平成16年）や高等学校教員向け（平成25年）に、発達障害のある児童生徒への適切な指導・支援の在り方等について、以下のようなガイドブックを作成してきたところです。

「LD・ADHD・高機能自閉症のある 特別な教育的支援を必要とする子どものためのQ&A」（平成16年3月 特別支援教育課）

「～中・高等学校における発達障害の可能性のある生徒のための～ すべての教員に求められる特別な教育的支援Q&A」（平成25年3月 特別支援教育課）

さて、平成24年7月、中央教育審議会初等中等教育分科会報告において、＜共生社会の形成に向けて、障害者の権利に関する条約に基づくインクルーシブ教育システムの理念が重要であり、その構築のため、特別支援教育を着実に進めていく必要がある。＞ことが示されました。共生社会の形成に向けて、インクルーシブ教育システム構築のためには、特別支援教育は、必要不可欠と言えます。

今後も、発達障害の可能性のある子どもへの指導・支援においては、早期把握・早期支援の重要性を認識し、医療・保健・福祉・労働等との連携を強化しながら、組織的・計画的・継続的に取り組んでいくことが望まれています。

そこで、県教育委員会では、早期把握・早期支援の重要性に鑑み、就学前の幼稚園・保育所等における指導・支援の一助となることを目的として、このたび

「～幼稚園・保育所における～ 発達障害の可能性のある子どもへの支援Q&A集」を作成しました。

本Q&Aが幼稚園・保育所はもとより、各学校等において活用され、発達障害の可能性のある子どもに対する適切な指導・支援が一層充実することを祈念するとともに、御多忙の中、御執筆頂きました作成委員の皆様には感謝申し上げます。

平成26年3月

千葉県教育庁教育振興部特別支援教育課長

鈴木 政男

## 序章 Q & A作成の方向性

平成25年9月5日の第1回「早期相談支援・Q & A集作成チーム会議」の開催から、合計4回の作成会議を経て、本Q & Aが完成しました。

委員19名と事務局6名、計25名で話し合いを重ね、「現場の先生方は、日々、子どもを目の前にして、指導・支援に悩んでいる。その助けになるものを作成したい。」という合意のもと、多くの関係者に、手にとって見てもらえる、活用度の高いQ & A作成を目指そう という作成の方向性が決まりました。

そして、「活用度」を念頭に置きながら、目次の構成や、Q（問い）の設定・A（答え）の表記方法等、確認をしながら作業を進めてきました。

子どもの行動への気づきを重視し、前半に実践編を、後半に理論編を掲載しました。

1章については、実践の進め方がわかるように、順序を示したシートに記載しました。

また、子どもの困り感に寄り添うという先生側の姿勢や態度は、各種研修等により周知されてきており、理解や取組も進んできているように感じています。しかし、実践についての評価が、十分されていないのではないかとということで、振り返り・評価の部分まで記載するようにしました。

振り返りや評価を記載することにより、子ども自身が実際に経験しているつまずきや困難さと、教師の実態把握や認識とのズレを限りなく無くしていけるのではないかと、子どもの困り感に寄り添っているつもりでもズレが生じているということを防止できるのではないかと考えました。

1対1や少人数できめ細かい指導・支援をしたとしても、子どもの学びのスタイルに合わせていくのではなく、教師自身の考え方で、指導・支援を行っていたのでは効果がありません。

自分の指導・支援のスタイルや方法・内容（量・質を含めて）は、本当に子どもの教育的ニーズに応じたものとなっているのか、組織で評価をし、課題等を改善しながら実践を進めていくことが望まれます。